

漁業信用基金協会の保証基盤の健全化について

平成13年1月10日
12水漁第3667号
水産庁長官

(漁業信用基金協会 宛)

近年、金融をめぐる環境が厳しさを増す中で、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）においては、信用保証機関としての役割を適切に果たしていくことが強く求められている。

しかしながら、一部の基金協会においては、事業収入の伸び悩み、代位弁済に係る求償権償却引当金の増加、昨今の低金利の影響等により経営状況が悪化し、繰越欠損金を計上するなど保証基盤が脆弱化していることから、信用保証機関としての信頼性をも損ないかねない事態となっている。

ついては、経営状況が特に悪化している基金協会においては、健全な経営を確保し、保証基盤の健全化を早急に図るため、下記により経営状況の改善に努められたい。

なお、国としても、基金協会の経営改善に向けた取組を支援するため、平成12年度第1次補正予算において、農林漁業信用基金に対する漁業融資資金の出資を措置したので、御了知ありたい。

記

1 経営改善計画の提出

経営状況が特に悪化している基金協会（以下「対象協会」という。）は、総会（（1）のイの基金協会にあっては、理事会）の決議を経て経営改善計画を作成し、水産庁長官に提出するものとする。経営改善計画を変更するときも同様とする。

（1）対象協会の範囲

対象協会は、次のア又はイに該当する基金協会とする。

ア 平成11年度以降の決算において、資本合計額が出資金額を下回っている基金協会。

なお、資本合計額は、求償権償却引当金を繰入れ基準（注）により引当処理した後における出資金、交付金、繰入金、準備金、繰越欠損金及び当期利益金（当期損失金）の合計とするものとする。

（注）求償権償却引当金の繰入れ基準については、毎年度末において、当該年度末の求償権残高（農林漁業信用基金から支払を受けた保険金及び支払を受けることが予定されている保険金の額を控除したもの）のうち、当該年度に代位弁済を行ったものについてはその100分の33に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものについてはその100分の67に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものについてはその100分の100に相当する額を求償権償却引当金として繰り入れるものとする。

イ アのほか、経営状況の改善を図ることが必要な基金協会として、水産庁長官が特に認めるもの。

（２）経営改善計画の内容

経営改善計画は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

ア 経営改善計画の作成理由

財務状況が悪化するに至った原因等について記述すること。

イ 改善方策

（１）経営改善計画の期間及び目標

経営改善に向けた取組みの概要を記述すること。

なお、計画の期間は、原則10年以内とすること。

（２）基金の造成

増資等基金造成の具体的な方法を記述するとともに、基金等現在高計画表を作成すること。

（３）債務保証

保証利用率の向上及び保証事故防止のための具体的な取組みを記述するとともに、保証引受計画表を作成すること。

（４）代位弁済

長期延滞債務の解消を前提として今後の代位弁済の見通しを記述するとともに、代位弁済計画表を作成すること。

（５）求償権

求償権の回収及び残高の今後の見通しを記述するとともに、求償権回収計画表及び求償権償却引当金繰入計画表を作成すること。

（６）地方公共団体、系統団体等による支援措置

例えば、借入金がある場合には、当該借入れの内容を記述するとともに、当該借入金に関し条件緩和等の措置が行われる場合には、その旨を記述すること。また、

人件費補助、利子補給等の措置が実施される場合には、当該措置の内容を記述すること。

(キ) 基金等の運用管理

基金等の具体的な運用方法を記述するとともに、基金等運用計画表を作成すること。

(ク) 経費の節減

効率的な業務の執行のための具体的な経費の節減の方法を記述すること。

(ケ) 今後の執行体制

保証審査体制及び求償権行使体制の充実・強化の方法、経営改善計画の進捗状況の理事会等への報告等経営改善計画の執行を確保するための方法を記述すること。

(コ) その他必要と認められる事項

ウ 収支状況

経営改善計画達成見込年度までの予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定資金繰り表を作成すること。

エ その他特記事項

2 報告

対象協会は、経営改善計画の実施状況につき、毎事業年度終了後3ヶ月以内に水産庁長官へ報告するものとする。

(農林漁業信用基金 宛)

このことについて、別紙（写し）のとおり各漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）理事長あて通知したので、御了知ありたい。

なお、基金協会の経営改善に向けた取組を支援するため、平成12年度第1次補正予算で措置された漁業融資資金の各基金協会への貸付けに当たっては、基金協会ごとの財務状況等を勘案して行うよう、配慮されたい。

(都 道 府 県 宛)

漁業信用基金協会の運営については、これまで「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」（平成10年6月17日付け蔵銀第1659号）により監督を行ってきたところであるが、一部の漁業信用基金協会においては、経営状況が悪化し、繰越欠損金を計上するなど保証基盤が脆弱化していることから、信用保証機関としての信頼性をも損ないかねない事態となっている。

ついては、漁業信用基金協会の経営状況の改善を図り、保証基盤の健全化を早急に図るため、別紙のとおり「漁業信用基金協会の保証基盤の健全化について」を各漁業信用基金協会理事長あて通知したので、御了知ありたい。

なお、漁業信用基金協会の保証基盤の健全化を図るためには、地方公共団体、系統団体等関係者の協力が不可欠であることから、貴職におかれては特段のご配慮をお願いするとともに、その他関係者に対する本件趣旨の周知等につき、併せてお願いする。